

大阪市北区梅田三丁目3番20号

椿本興業株式會社

取締役社長 椿 本 哲 也

第113回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました第113回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は普通株式1株につき10円（普通配当7円、創業100周年記念配当3円）、その効力が生じる日を平成28年6月30日とすることに決定いたしました。

また、その他の剰余金の処分につきましても、別途積立金1,020,000,000円の増加および繰越利益剰余金1,020,000,000円の減少を決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に椿本哲也氏、石関春夫氏、春日部 博氏、新 健一氏が再選され、伊藤弘幸氏、北村 完氏、香田昌司氏、二宮秀樹氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、新 健一氏、二宮秀樹氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に山北 薫氏が再選され、大河原 治氏、牛田雅也氏、山本直道氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、牛田雅也氏、山本直道氏は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に植野禎仁氏が選任されました。

なお、植野禎仁氏は社外監査役の要件を満たしております。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬額を年額31,200万円以内（うち社外取締役分は年額1,800万円以内）、監査役の報酬額を年額8,400万円以内に改定することが承認可決されました。

なお、取締役報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

以 上

《ご参考》定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第17条～第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第18条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第33条～第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第34条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第43条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第44条～第51条 (現行どおり)</p>

《お知らせ》

当社の役員の様子は、次のとおりであります。

代表取締役社長	椿 本 哲 也	
代表取締役 専務執行役員	石 関 春 夫	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 技術室担当
取締役 常務執行役員	春 日 部 博	管理総括(内部監査担当) 兼 経営戦略本部 情報管理室長
取締役 常務執行役員	伊 藤 弘 幸	東日本本部長
取締役 常務執行役員	北 村 完	西日本本部長
取締役 執行役員	香 田 昌 司	経営戦略本部長(企画・広報・ コンプライアンス担当)
取締役 (非常勤)	(※) 新 健 一	
取締役 (非常勤)	(※) 二 宮 秀 樹	
監査役	山 北 薫	
監査役	大 河 原 治	
監査役	(※) 牛 田 雅 也	
監査役 (非常勤)	(※) 山 本 直 道	
常務執行役員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部 副本部長 (テクノマテ担当)
常務執行役員	京 谷 豊	横浜支店長
常務執行役員	藤 重 卓 一	東日本営業本部長(施工管理 担当) 兼 開発戦略本部 副本部長(ATOMB D担当) 兼 ATOMB D長
常務執行役員	瀬 瀬 准 志	西日本営業本部長 (施工管理担当)
執行役員	磯 部 好 伸	名古屋支店長 (施工管理担当)
執行役員	上 山 祥 郎	購買部長
執行役員	中 村 俊 裕	開発戦略本部 副本部長 (SRS担当)
執行役員	植 田 裕 照	管理本部 副本部長 (人事・総務担当)
執行役員	藤 井 誠 人	管理本部 副本部長 (経理担当) 兼 経理部長

(※) 印は社外取締役または社外監査役であります。